

CHIBAちば

千葉県公衆衛生医師採用案内



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

千葉県健康福祉部

Contents

1. はじめに	1
(1) 公衆衛生医師について	
(2) 保健所（健康福祉センター）における医師の主な業務内容	
2. 千葉県で働く公衆衛生医師からのメッセージ	2
(1) 習志野保健所長（健康福祉センター長）	
(2) 市川保健所長（健康福祉センター長）	
3. キャリアパス	7
4. 採用案内	8
(1) 採用予定人数等	
(2) 応募資格	
(3) 応募手続	
(4) 受付期間	
(5) 試験の方法	
(6) 採用	
5. 勤務条件等	9
(1) 給与（概算）	
(2) 勤務時間・休暇	
6. 問い合わせ、書類提出先	9
7. 千葉県衛生行政区画と保健所（健康福祉センター）の所管区域	10

1. はじめに



(1) 公衆衛生医師について

本県を含め全国的にも、医師・看護師不足を契機として、病院の休止、救急医療からの撤退、産科小児科等の診療科の減少などによって診療体制に深刻な事態が生じています。

また、本県は、いわゆる団塊の世代の割合が高く、全国的にも突出して今後急速に高齢化が進展するため、救急医療、在宅医療、がんや認知症対策など、超高齢社会に対応した保健医療提供体制の充実が緊急の課題となっています。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域医療における医療機能の強化、連携等を行う重要性が改めて認識されたところです。

こうした環境の変化や、新たな地域の諸課題が発生している状況の中、公衆衛生の第一線に立つ医師は、高度な医学的知識及び技術を有する職員として、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点である保健所（健康福祉センター）等に勤務し、幅広い分野において専門的な知識や経験を活かして公衆衛生上の諸問題に的確に対応し、地域住民の健康を守るとともに、県民の健やかな暮らしを支えるため、これを増進していくことが求められます。

(2) 保健所（健康福祉センター）における医師の主な業務内容

保健所（健康福祉センター）に勤務する医師は、他の医療系職種の職員とともに、主に次のような業務に従事します。

① 健康危機管理体制の確保

災害等による健康危機や、新たな感染症（新興感染症）の発生に備え、平時から、関係機関と調整を行い、地域における医療提供体制の確保に努めるとともに、保健医療情報の集約及びそれらに基づく対応方策等の総合調整を行います。

② 疾病対策

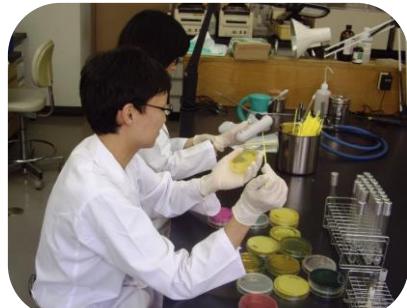
結核等の感染症予防のための、知識の普及・啓発、相談・指導等のほか、感染症発生時には疫学調査、まん延防止指導等を行います。また、難病患者及び家族への相談、療育支援、被爆者の健康保持のための支援等も行います。

③ 食品衛生、環境衛生

食品営業施設等への立入検査や食品検査等の監視指導を行い、食中毒発生時には、疫学調査を実施し、早期の原因究明と危害の拡大防止を図ります。また、公衆浴場や理（美）容所等の営業者指導、立入業務等を行います。



危機管理対策（患者搬送訓練）



食品衛生（細菌検査の様子）

④ 精神保健対策

市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携し、精神保健福祉相談や社会復帰支援、啓発普及の他、精神保健福祉法に基づく入院事務等を行います。

⑤ 医療安全の確保

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的で適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に、医療機関への立入検査、指導、助言を行います。

⑥ 健康づくりの推進

住民の健康の保持増進を図るため地域の実態を把握し、栄養・食生活の課題の解決のため、目標となっている計画（健康ちば21、千葉県食育推進計画）に向けての企画立案、実施結果の評価を行います。

⑦ 地域医療調整

保健医療計画を推進するため、市町村、医師会等地域の関係機関、団体等とともに、圏域の課題等について検討を行います。

⑧ 地域保健、福祉（母子保健・福祉、児童虐待防止、老人保健、DV相談等）

健康増進法をはじめとする各種法令や計画による、生活習慣病、自殺対策、がん対策、母子保健事業を行います。また、児童福祉、障害福祉、老人保健、DV相談等の福祉に関わる事業にも携わります。



講演会の様子

以上のか、保健所（健康福祉センター）の組織管理・マネジメント、管内市町村との地域保健に関する連絡調整など、地域における保健・福祉の核となる組織として、多岐にわたる業務に携わっていただくことになります。

千葉県では保健所（健康福祉センター）に勤務し、公衆衛生の第一線に立って活躍する医師を求めています。

* 千葉県では、平成16年度から保健所と福祉事務所機能を有する支庁社会福祉課を統合し、健康福祉センターを設置しました。なお、健康福祉センターを地域保健法に規定する保健所とし、保健所という名称も併用しています。

2. 千葉県で働く公衆衛生医師からのメッセージ



習志野保健所長（健康福祉センター長）

杉戸 一寿

平成 19 年 4 月 印旛保健所 副主幹
平成 21 年 4 月 健康福祉部健康福祉政策課 主幹
平成 23 年 4 月 印旛保健所 副技監
平成 24 年 4 月 野田保健所 所長
平成 26 年 4 月 市原保健所 所長
平成 28 年 4 月 印旛保健所 所長
平成 30 年 4 月 野田保健所 所長
平成 31 年 4 月以降 習志野保健所 所長
趣味：読書、旅行（遠くに行きたい）

○ 業務内容

保健所長（健康福祉センター長）として人事管理や書類の決裁等の管理職業務があります。また、管内の市町の会議への参加や、保健所の会議も主催します。医師業務としては、結核の管理健診、接触者健診の企画・実施や、性感染症検査立ち会い及び結果返却時の指導等もあります。感染症や食中毒等の健康危機事案が発生した場合には、所内会議を開催し、方針の決定や指示の確認等の対応に忙殺されます。

○ 公衆衛生医師の魅力とやりがい

公衆衛生は、住民生活の様々な面に深く関与し、「地域の健康」に広く関わると考えます。自分の仕事が、直接であれ間接であれ、「地域の健康」に関わることなので、魅力的でやりがいがある仕事だと思います。何か事件が起った時には、所内会議を開き対策を講じるわけですが、当初の見込み通りに事件が拡大せず終息した時は、「うまくいって良かった。」とスタッフと一緒に安堵します。

○ 印象に残った仕事

県に入職した平成 19 年に、勤務先の保健所管内の学校で麻疹が大流行し、感染拡大防止に努めたことが強く印象に残っています。自分の専門は内科領域なので、それまで麻疹の症例を経験したことなく、その感染力の強さに驚きました。麻疹の流行は、当該校を数日間休校することで、無事に終息しました。

○ 仕事を通じて感じること

仕事をしっかりと行うためには、心身共に健康であることが重要なので、体調管理に留意しています。また、職員とのチームワークやコミュニケーションも大切にしています。

○ 希望者へのメッセージ

千葉県の場合、ある程度の臨床経験を積んでから、入職することになると思います。結核等の感染症対策を進めるうえでは、臨床経験があった方が仕事に生かせると思います。

私達と一緒に、保健所（健康福祉センター）で公衆衛生医師として働きませんか！！

習志野保健所長（健康福祉センター長）のとある1日



8：30

出勤：「今日も明るく元気に！」片道1時間半程度の電車通勤で、毎日同じ時刻に出勤します。出勤後、職場を一巡し、「おはようございます」と挨拶しながら会話することを心がけています。



執務室の様子

9：00

所内検討会：副センター長、課長、保健師、食品担当及び検査スタッフらが出席し、食中毒か感染症かはっきりしない事案について、初動調査の報告を受け、今後の検査の確認や方針等を指示します。原因物質と感染経路を明らかにし、感染拡大防止策が求められます。

12：00

昼休み：庁舎内に食堂はなく、仕出しのお弁当やコンビニエンスストアのお弁当を食べることが多いです。しっかりと、昼休みの時間は確保するようにしています。

13：00

エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業：性感染症検査（HIV、梅毒、クラミジア）及び肝炎検査の立会いと、HIV抗体即日検査の結果を受験者に説明します。また、生活上の注意点を指導します。臨床の現場を思い出す瞬間です。

16：00

結核事例検討会：最近の結核事例について、担当保健師から診療経過、治療の進捗状況及び服薬支援状況等について説明を受けます。事例ごとに接触者健診の時期、方法及び対象者について確認します。結核の最新情報を共有する機会にもしています。

17：30

退庁：「今日も一日お疲れさまでした。」大きな事件が起きた場合は、残業や休日出勤となることもあります。病院に勤務していた頃は、目の前の患者さんに最善を尽くすことで手一杯でしたが、地域全体の健康を考える立場になり、物の見方が随分変わったように感じます。職場の多くの仲間に支えられて、今日も一日無事に終わりました。



市川保健所長（健康福祉センター長）

影山 育子

平成 19 年 4 月 君津保健所 医師
平成 21 年 4 月 習志野保健所 主任医師（H25～主査）
平成 28 年 4 月 松戸保健所 疾病対策課長
平成 31 年 4 月 市原保健所 所長
令和 4 年 4 月 市川保健所 所長

一言：興味がある方はぜひ一度現場を見に来てください。

○ 現在の業務内容

入庁以来、感染症、結核、HIV 対策や新型インフルエンザ等の感染症の健康危機管理を担当する課に配属されてきました。

現在の業務としては、各課の事業実施、懸案事案の方針検討、決定の他、所内のマネジメント、対外対応、管内市主催の会議への出席があります。

○ 公衆衛生医師の魅力

疾患の予防対策に携われることが、大きな魅力です。保育園、学校、高齢者施設等の感染症対策や若い世代へのHIV 予防教育、健康危機事案が発生した際に円滑に対応できる体制を整備する等、感染症対策が多いですが、地域での会議を通じて、地域の疾病予防や健康増進に幅広く関わることができます。

○ やりがい

地域の関係機関と何度も打ち合わせをして訓練や研修会を組み立てることができたとき、地域の会議で合意形成ができたとき、お互いの理解や議論を深め次の連携につなげることができたとき等にやりがいと達成感を感じます。

所内で検討を重ねる中で担当者等の公衆衛生への熱い思いを感じる時、関係機関の方々の住民の健康を守りたいという熱意に触れることができた時も、この仕事を続けていて良かったと思います。

○ 印象に残った仕事

疾病担当だった頃、管内の学校から依頼があり、担当保健師と一緒に小学校6年生を対象にHIV 予防の講義を行いました。教科書の範囲を超えないように、しかし、伝えるべきことは伝えたいと思い、どう表現したらよいか一生懸命考えて資料を作成して臨みました。授業の前後のアンケート結果から、多くの児童が感染経路等を理解できたことがわかり、また、自由記載のコメントがうれしく、この時のアンケート集計結果は大切に保存しています。

近年は、保健所から学校に直接講義に行くのではなく、学校の先生対象の研修会等、授業実施を支援する役割に移行していますが、思春期教育は、性感染症予防、DV 予防、次世代の虐待予防、少子化対策にまでつながる重要な事業と考えています。

○ 希望者へのメッセージ

迅速な対応が求められる事案が発生すれば、休日でも対応が必要になることがあります。しかし、子育てを含め、各々の事情に配慮しあわいに補完しながら業務を進めていく雰囲気があることから、仕事とプライベート（家庭）の双方を大切にしながら続けていくことができます。

県型の保健所であるため、関係機関の方々と関係が築けた頃に異動になりますが、様々な地域の特性、事業の展開方法等を知り、経験を積みながらよりよい方法、対策を検討できるという強みでもあるとされています。所長となられる方はもちろん、若い先生方にも、ぜひ、千葉県の公衆衛生医師になっていただき、一緒に働きたいと思っています。



8：30

出勤：出勤しながら、午前中のうちに確認すべきこと、優先的に検討しなければならないこと等、頭の中で整理しながら、仕事モードに切り替えます。メール等を確認し、優先的に対応が必要なものがいか確認します。

決裁：各課の決裁文書に目を通し、疑問点等があれば確認します。原則電子決裁ですが、一部、申請書類等の紙文書の確認もあります。

9：30

状況把握・確認：朝の慌ただしい時間が過ぎた頃を見計らい、担当課長に優先課題の進捗状況を確認したり、決裁文書の内容について質問します。必要に応じて今後の対応を検討します。

10：30

打合せ：担当次長、地域保健課長、担当者と、保健所主催の協議会の方向性、内容、開催方法等を検討します。

12：00

昼休み：外出して用事を済ませたり、オンデマンド研修を観たりすることもあります。

13：00

所内事例検討（担当次長、課長、担当者と）：腸管出血性大腸菌感染症事例の調査を行った感染症・食品担当から、患者調査や、利用施設、職場の聴き取り調査報告を受け、今後の施設や職場への調査、対応について検討します。

メール対応等：業務等での疑問点を調べたり、先輩の保健所長にチャット、メールや電話で相談したり、他の保健所の様子を聞く等、情報交換します。

15：00

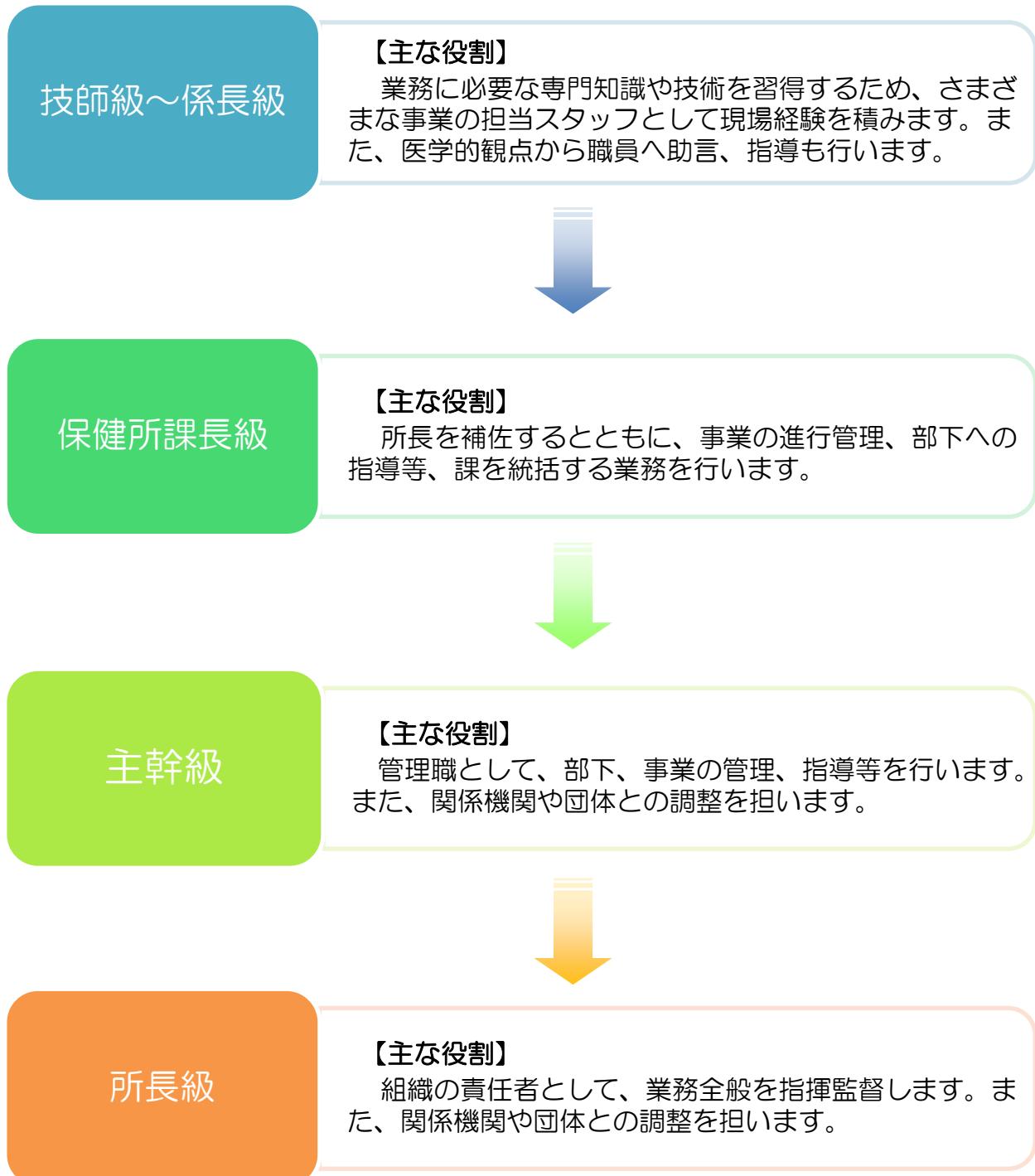
所内幹部会議：月に2回程度開催し、各課の状況や、所全体に関わる情報を共有したり、課を超えて検討が必要な事項を話し合います。忙しい職場ですが、各課で協力し合って業務を遂行できるように努めています。



17：15

退庁：別フロアの課の状況を確認し、事案発生や、急ぎの検討を要する事項がないか確認します。翌日に優先的に実施、確認すべき事項をメモしてから、退庁します。

3. キャリアパス



※キャリアパスの一例です。本人の適性や希望等による人事異動の状況により、異なることがあります。

4. 採用案内

(1) 採用予定人数等

採用予定人数	勤務先
若干名	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原の県下13保健所（健康福祉センター）又は本庁

(2) 応募資格

- ① 医師免許取得者（初期臨床研修を修了した者又は修了見込みの者）
- ② 次のいずれかに該当する者は、応募できません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 応募手続

次の書類を「6. 問い合わせ、書類提出先」に記載の提出先へ郵送するか又は直接持参してください。

- ア 市販の履歴書（必要事項をすべて記入し、6ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること）
- イ 医師免許証の写し

(4) 受付期間

隨時（欠員が補充された場合は締め切ることがあります。）

(5) 試験の方法

面接により選考し、採用候補者を決定します。

(6) 採用

原則として、採用は4月1日の予定です。

5. 勤務条件等

(1) 給与 (概算)

給与月額及び給与年額は概ね次のとおりです。

令和6年4月1日現在

医師としての経験	給与月額 〔地域手当、初任給調整手当を含む〕	給与年額 〔期末勤勉手当を含む〕	備考
医師経験10年(34歳)	797,000円	1,190万円	
医師経験20年(44歳)	897,000円	1,370万円	

- [注] 1 上記給与は、保健所（健康福祉センター）勤務の場合となります（医療職給料表（一）適用）。
 2 給与改定により金額は増減することがあります。
 3 上記のほか、管理職手当(82,200円～126,600円)、扶養手当、住居手当及び通勤手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。
 4 採用初年度6ヶ月期の期末勤勉手当については、在職期間に応じた割落としがあります。

(2) 勤務時間・休暇等

① 勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）

※令和6年6月1日から、新たにフレックスタイム制を導入しています。

② 有給休暇

年次休暇（年間20日）、特別休暇（結婚、忌引等）、看護休暇、育児休業等

③ その他

受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙としています。



6. 問い合わせ、書類提出先

応募にあたっての問い合わせ及び応募書類の提出は、下記にお願いします。

問い合わせ・書類提出先		
所在地	提出先の部課名	直通電話
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	健康福祉部健康福祉政策課 人事班	043(223)2605

7. 千葉県衛生行政区画と保健所（健康福祉センター）の所管区域

